

「第2期中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する意見（案）」に係る対比

業務の実績（案）に関する意見（平成30年8月21日決定）	業務の実績に関する意見（案）（平成31年4月）	修正理由
<p>1 主旨 平成30年4月1日に地方独立行政法人法（以下「法」という。）の一部改正が施行され、業務実績評価の主体が評価委員会から設立団体の長である知事へ変更となったことに伴い、北海道では、法第28条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「法人」という。）に係る第2期中期目標期間（平成27～31年度）の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を、北海道地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）の意見を踏まえて実施することとなった。 このため、評価委員会は知事の諮問に応じ、評価を行い、その結果を知事への意見とする。 なお、意見に当たっては、法人の基本理念の具現化を目指す自主的・積極的な取組を評価し、法人の業務運営等の質的向上に資することに配慮しながら、中期目標の達成に向けた法人各事業年度における中期計画の実施状況を調査及び分析し、業務実績の全体について総合的に述べた。 (なお、今回の意見は実績(案)に対するものであり、実績に対する最終意見は31年度に述べる。)</p>	<p>1 主旨 平成30年4月1日に地方独立行政法人法（以下「法」という。）の一部改正が施行され、業務実績評価の主体が評価委員会から設立団体の長である知事へ変更となったことに伴い、北海道では、法第28条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「法人」という。）に係る第2期中期目標期間（平成27～31年度）の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を、北海道地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）の意見を踏まえて実施することとなった。 このため、評価委員会は知事の諮問に応じ、評価を行い、その結果を知事への意見とする。 なお、意見に当たっては、法人の基本理念の具現化を目指す自主的・積極的な取組を評価し、法人の業務運営等の質的向上に資することに配慮しながら、中期目標の達成に向けた法人各事業年度における中期計画の実施状況を調査及び分析し、業務実績の全体について総合的に述べた。</p>	<p>修正理由</p>
<p>2 意見結果 (1) 全体意見 平成27年度から平成29年度の3年間の業務実施状況についての確認等を行い、次の4項目に関し意見を付したところ、Ⅳとする意見（達成状況が良好である）が3項目、Ⅱとする意見（達成状況が不十分である）が1項目となり、総合的に勘案すると、概ね良好であると認められる。</p> <p>&lt;評価項目&gt;</p> <p>① 住民に対して提供するサービスその他業務の質の向上（意見：Ⅳ）</p> <p>② 業務運営の改善（意見：Ⅳ）</p> <p>③ 財務内容の改善（意見：Ⅳ）</p> <p>④ その他業務運営（意見：Ⅱ）</p> <p>数進情意よき体値い。な構に本た</p>	<p>2 意見結果 (1) 全体意見 第2期中期目標期間のうち平成27年度から平成29年度における業務実績及び中期目標期間終了時（平成31年度）における中期目標の達成見込みについての確認等を行い、次の4項目に関し意見を付したところ、Ⅳとする意見（達成状況が良好である）が3項目、Ⅱとする意見（達成状況が不十分である）が1項目となり、総合的に勘案すると、概ね良好であると認められる。</p> <p>&lt;評価項目&gt;</p> <p>① 住民に対して提供するサービスその他業務の質の向上（意見：Ⅳ）</p> <p>② 業務運営の改善（意見：Ⅳ）</p> <p>③ 財務内容の改善（意見：Ⅳ）</p> <p>④ その他業務運営（意見：Ⅱ）</p> <p>数進情意よき体値い。な構に本た</p>	<p>削除</p> <p>・中期目標の達成見込みについて、平成30年度総研業務に係る特記事項や平成31年度予定についても調査・分析を行ったため加筆</p>